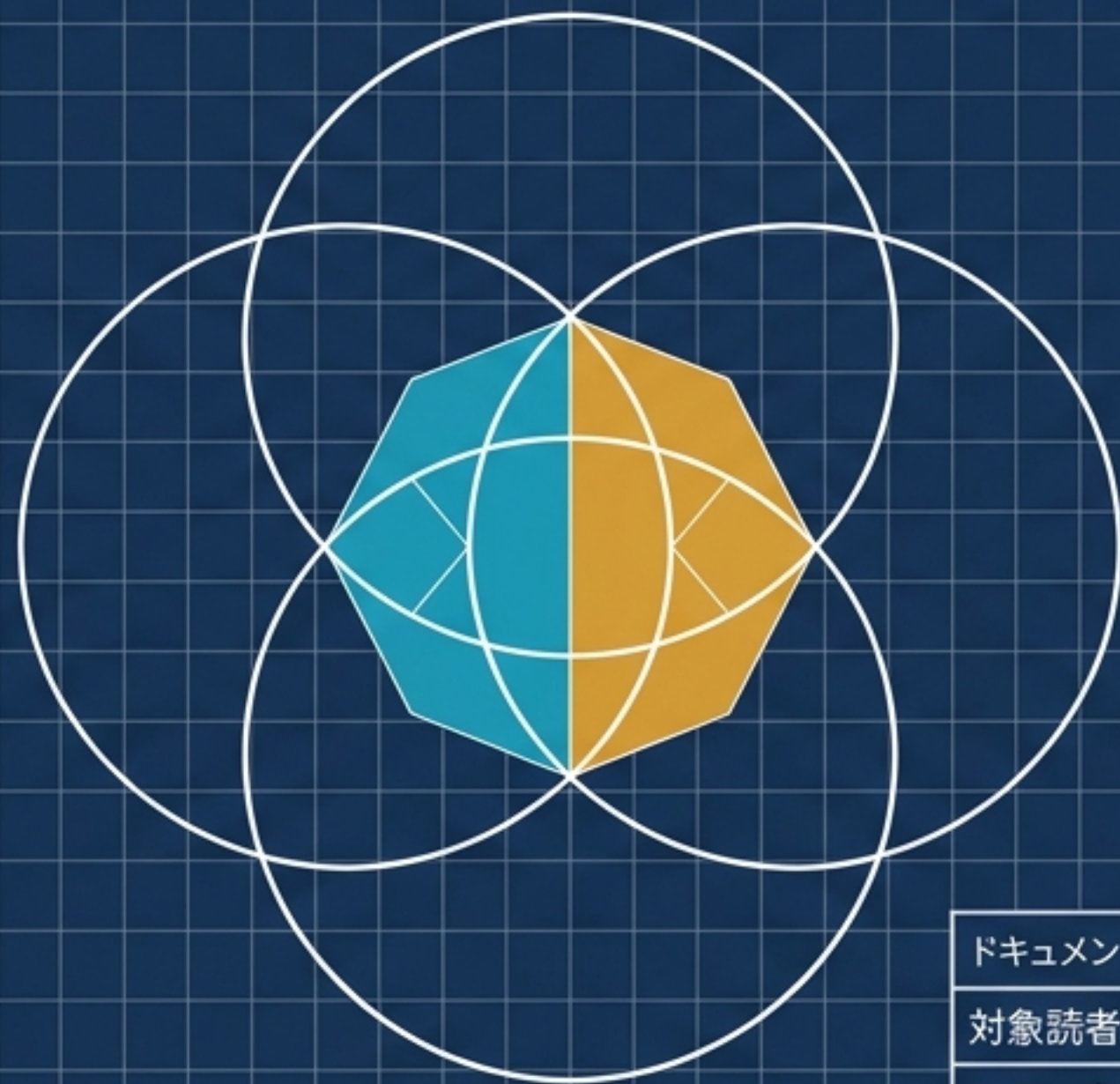


EU AI Omnibus 2026

日本企業のための戦略的プレイブック



ドキュメント種別: エグゼクティブ・ブリーフィング & アクション・ロードマップ

対象読者: 経営層, 法務, 知財, コンプライアンス部門

ステータス: 暫定合意 (2026年5月7日)

猶予の獲得

Annex III (独立型高リスク): 16か月の延期 (2027年12月2日へ)

Annex I (製品組込型): 12か月の延期 (2028年8月2日へ)

コンプライアンス整備における貴重な追加時間を獲得。

不変の規制トラップ

GPAI (汎用目的AI) 規制: 2025年8月2日より既に適用済

巨額の制裁金: 最大3,500万ユーロまたは全世界売上高の7% (不変)

域外適用 (Article 2): 日本企業への直接適用ルートは維持

戦略的警告: 「猶予」を「規制緩和・対応中止」と誤認してはならない。基本構造は完全に維持されている。

政治的力学：なぜ「16か月の延期」が起きたのか？

脱規制への圧力

EU競争力アジェンダ：
Draghi報告書 & Letta報告書
による規制簡素化要請

米国の脱規制圧力：
トランプ政権「EO 14365」
による強力な規制撤廃の波

産業界のロビー活動：
VDMA等による過剰規制
是正の要求

妥協の産物としての 「AI Omnibus」

適用時期は延期しつつも、
市民社会が危惧した
「義務の削除」の大半は
巻き戻された。

基本権保護の圧力

市民社会の反発：
EDRI等133団体による
「基本権の歴史的後退」との非難

データ保護当局：
EDPB/EDPSによる
行政簡素化への公式な懸念

タイムラインの変容：オリジナル（2024） vs. オムニバス（2026）

オリジナル (Original Timeline)

2026/08/02



Annex III
高リスク適用

2027/08/02



Annex I
高リスク適用

オムニバス (New Omnibus Timeline)

2027/12/02



[+ 16 Months]

Annex III 独立型高リスクAI
(バイオメトリクス、HR、信用スコア等)

2028/08/02

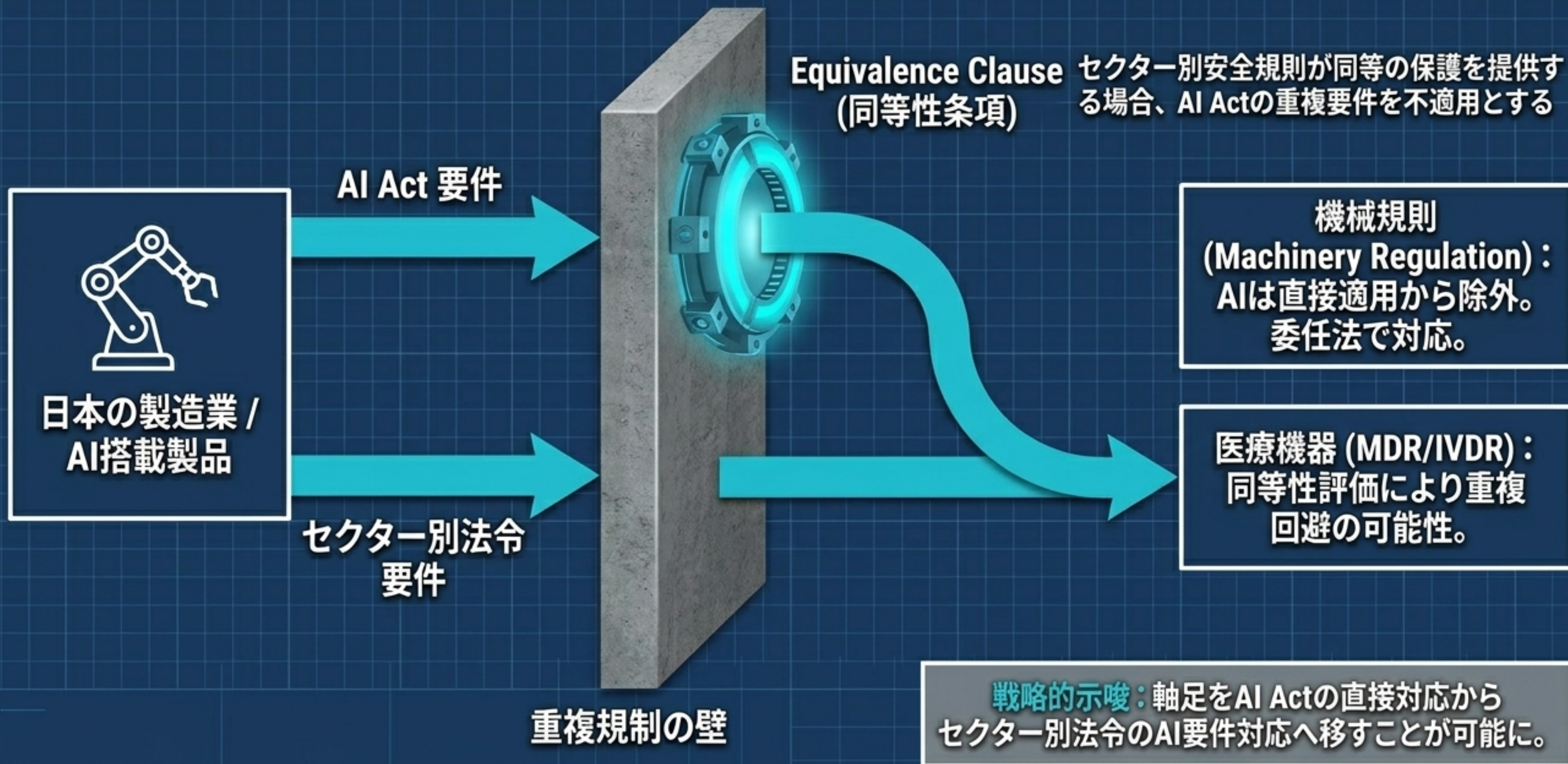


[+ 12 Months]

Annex I 製品組込型高リスクAI
(医療機器、機械、玩具等)

却下されたアプローチ: 欧州委員会案の「整合規格に連動する発効」は却下され、固定日付 (Fixed Dates) で確定した。

産業界の勝利：Annex Iにおける「同等性条項 (Equivalence Clause)」



新たなレッドライン：追加された禁止行為と短縮された猶予期間

追加された禁止類型 (Article 5)

- ▶ ヌーディファイア (Nudifier) アプリ:
非合意の性的・親密コンテンツ生成AI
- ▶ CSAM生成AI: 児童性的虐待コンテンツ

適用範囲：提供、合理的安全措置を欠く市販、
ディプロイヤーによる使用の全3態様

短縮された猶予期間 (Article 50(2))

- ▶ ウォーターマーキング (電子透かし) 義務:
適用開始日は2026年8月2日で据え置き。
- ▶ 既存システムの経過措置:
当初案の6か月から「3か月」へ急遽短縮。

2026年12月2日

新規禁止行為のコンプライアンス期限 & ウォーターマーキング経過措置
の終了日。生成AI展開企業にとって直近の「クリフ (崖)」

規制の罠 (THE TRAP) : 延期されなかった絶対義務

GPAI モデル規制

- 2025年8月2日より既に適用済
- 著作権ポリシー (TDM opt-out遵守)
- 訓練データ公開サマリー義務

域外適用ルール

- 変更なし (Article 2)
- EU市場への投入、域内での使用に適用
- EU域外での使用でもAI出力がEU域内で使用される場合に直接適用

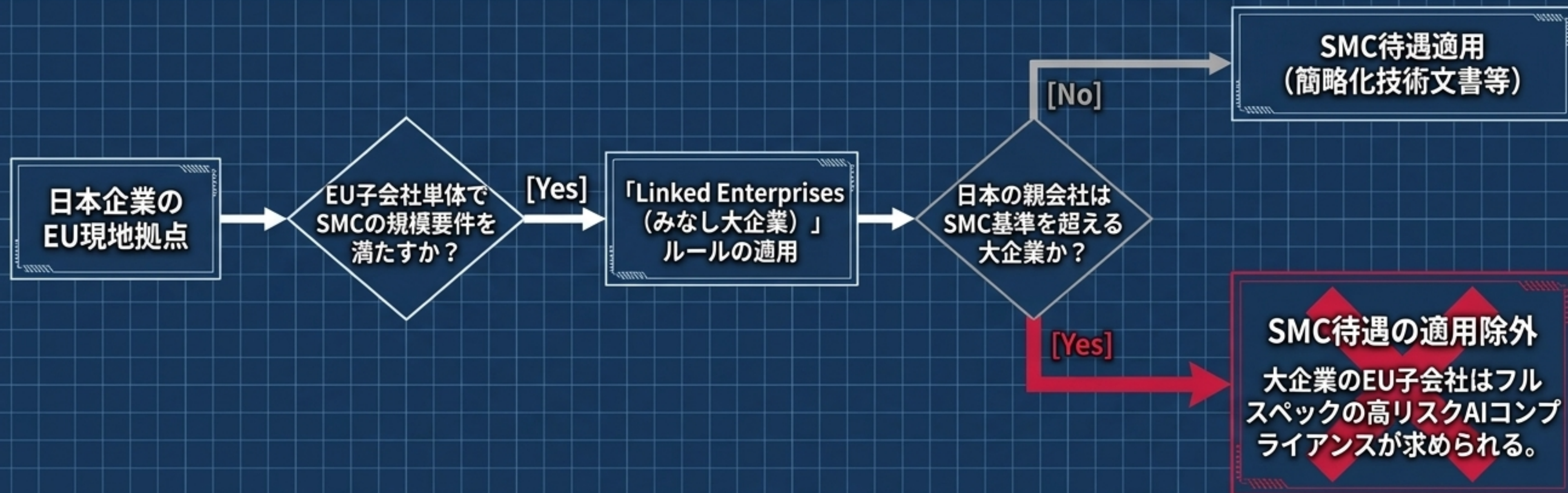
巨額の制裁金 リスク

- 上限変更なし
- 禁止AI違反: 最大3,500万ユーロまたは全世界売上高の7%
- その他違反: 最大1,500万ユーロまたは3%

戦略的警告：延期されたのは「高リスクAI」のみ。基盤モデルやAIツールを利用する日本企業は、現在進行形で規制の対象下にある。

SMC 免除拡張と日本企業へのパラドックス

規制緩和: 軽減措置の対象が従来のSMEから「SMC（従業員750人以下・売上高1.5億ユーロ以下）」に拡張された。

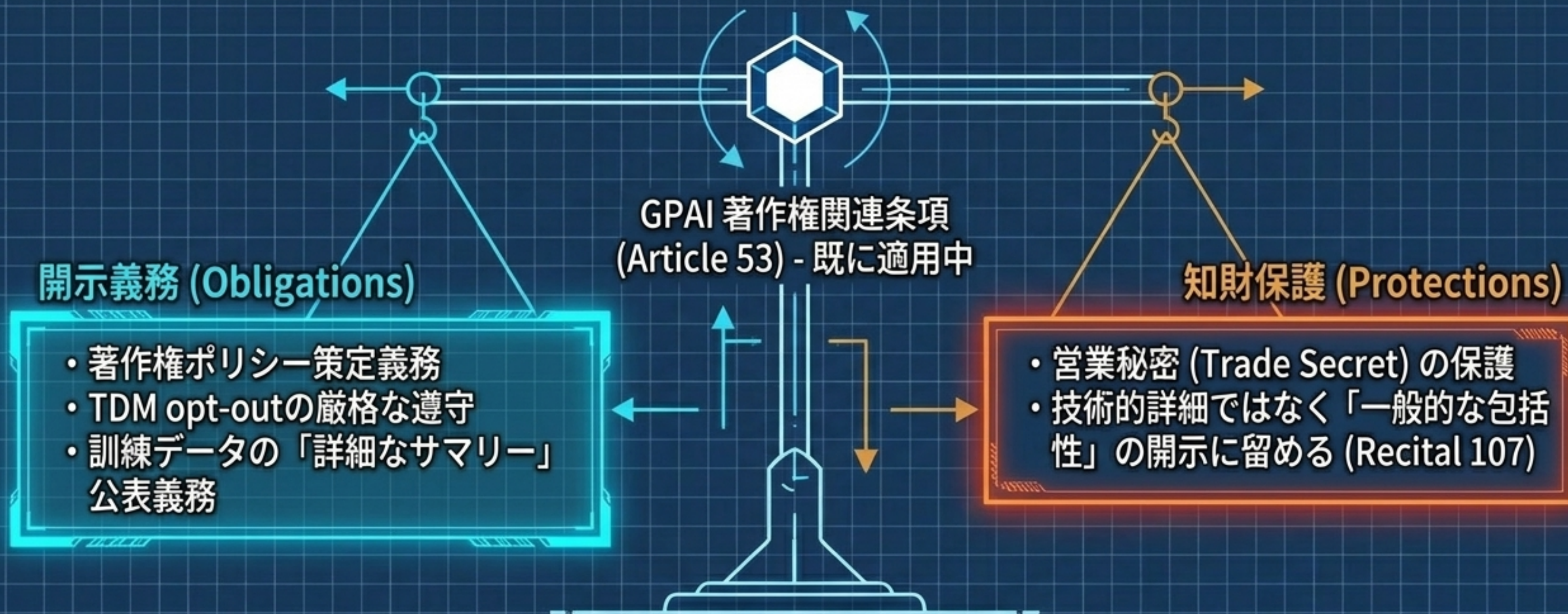


結論：この規制緩和の恩恵を受けられるのは実質的に独立系スタートアップのみ。大企業は免除トラップに注意。

業種別インパクト・マトリックス：自社の立ち位置を特定する

業種	リスク区分	新デッドライン	主要論点
自動車 (OEM, Tier1)	Annex I (型式認証) / Annex III (運転者監視等)	2028年8月 (I) / 2027年12月 (III)	機械規則経由の対応とEquivalence Clauseの活用。
医療機器	Annex I (MDR, IVDR)	2028年8月	MDR/IVDRの同等性評価によるAI Act重複回避の可能性。
商社・金融	Annex III (信用スコア、保険査定)	2027年12月	EDPBが懸念した「bias検出目的の特別カテゴリーデータ処理」の厳格要件 (strict necessity)。
HRテック・ 採用AI	Annex III 第4項 (雇用・労働者管理)	2027年12月	採用、業績評価、労働者監視システムの全面的な高リスク規制対応。

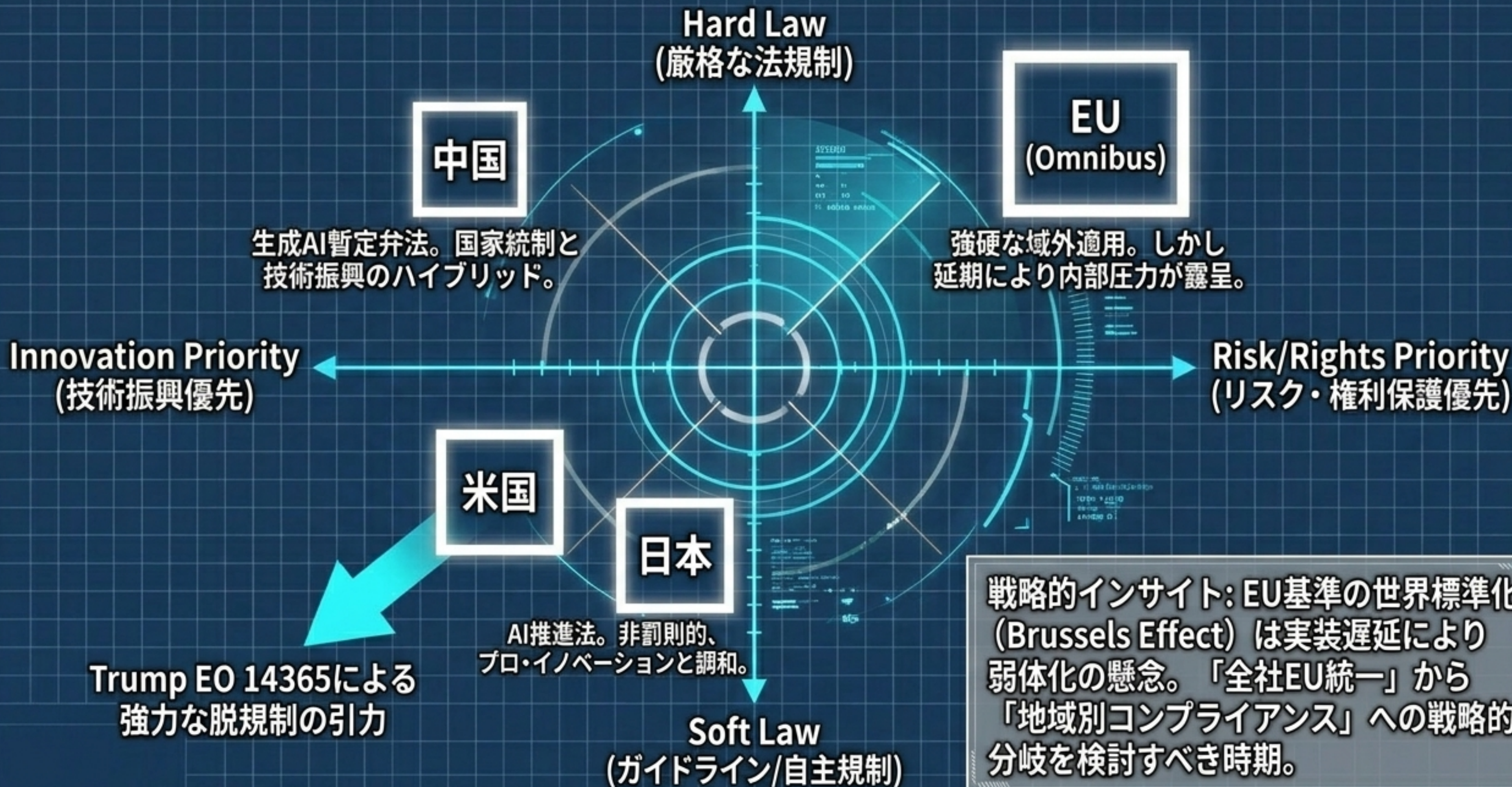
知財・データガバナンスの構造：著作権と営業秘密のバランス



GPAI Code of Practice サプライチェーン監視

- 自主的枠組みだが、OpenAI等26社が署名済。Metaは一部拒否。
- アクション: 自社が利用する基盤モデルプロバイダーの署名状況とデータ公開状況の監視が必須。

地政学的レギュラトリー・レーダー：減退する「ブリュッセル効果」



内部ガバナンス・アーキテクチャ：法的要求の実務実装

01 | ベンダー・調達契約 (Vendor Contracts)

- AI調達/SaaS契約の全面改訂
- Art. 25: バリューチェーン責任分担の明確化
- Art. 53: GPAI関連表明保証・TDM opt-out 遵守表明の取得

02 | リスク評価・監視体制 (Risk & FRIA)

- AI委員会の設置とリスク評価プロセス定義
- HITL/HOTL/HOOTL (人間による監視) の分離設計
- Art. 26: 基本権影響評価 (FRIA) プロセスの策定

03 | リテラシーと組織要件 (AI Literacy)

- Art. 4 AIリテラシー確保は「法的義務」として維持
- 全従業員向けAI利用ポリシーの継続的アップデート
- 欧州委員会提供のリポジトリを活用した教育体制

04 | インシデント対応 (Incident Reporting)

- Art. 73: 高リスクAIの重大インシデント・誤作動報告義務
- 各国市場監視当局やAI Officeへの情報開示フローの構築

アクション・タイムラインI：即時～短期の必須タスク（2026年）

1 AIインベントリの再評価

Omnibusによる適用日の相違に基づき、
自社システムの高リスク分類を再精査

3 認定代理人の選任

EU域外プロバイダーは年内にArticle
22に基づく選任プロセスを着手

2 GPAI影響評価

下流ディプロイヤーとして、基盤モデル
提供者のArt.53コンプライアンスを監査

Q2 2026

Q3 2026

Q4 2026

2026年12月2日 Deadline

- 1 新規禁止AI対応: ヌーディファイア/
CSAMツールのフィルタリング設計完了
- 2 ウォーターマーキング: 既存システムの
経過措置終了。C2PA等技術の実装完了

アクション・タイムラインII：中期ロードマップと計画変更の閾値

⚡ Pivot Triggers
(戦略変更のトリガー)

正式採択の遅延リスク

2026年8月2日までに官報掲載されない場合、旧AI Act日程が発効。即時対応へのプランB準備。

⚡ Pivot Triggers
(戦略変更のトリガー)

米国の動向

トランプ政権EOによる州法無効化が確定した場合、米国市場向けAI戦略を脱規制型へ転換。

1 2027年8月2日
各加盟国による国レベル規制サンドボックスの設置完了 (現地拠点での活用)

2 2027年12月2日
Annex III 独立型システム適用開始。CEマーキング、EUデータベース登録完了

3 2028年8月2日
Annex I 製品組込型システム適用開始

2027年

2028年

The clock was reset, but the rules were not rewritten.

獲得した16か月を「コンプライアンスの設計とエンジニアリング」に投資せよ。